

臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、病理医の在籍しない臨床研修病院等において、情報通信機器等の設備を整備することにより、臨床病理検討会（CPC）の適切な開催が実施できるよう支援することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、私立医科大学附属病院又は臨床研修病院の開設者（国、独立行政法人国立病院機構、国立高度専門医療研究センター、国立大学法人、普通地方公共団体、特別地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）とする。

3 補助条件

以下の施設において、臨床病理検討会（CPC）の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等（ソフトウェアの導入を含む。）の整備を行うことにより、一体的に情報通信機器を運用する事業であること。

(1) 支援側医療機関

常勤の病理医が在籍している病院

(2) 依頼側医療機関

①公私立医科大学附属病院

②臨床研修病院